

## 愛媛県教育委員会 6月定例会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成21年 6月15日（月）午前 9時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 松岡義勝

委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子 教育長 藤岡 澄

### 4 欠席委員

なし

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

指導部長 丹下敬治

文化スポーツ部長 荒本 司

教育総務課長 高岡 亮

教職員厚生室長 藤井晃一

生涯学習課長 眞鍋幸一

義務教育課長 福本純一

高校教育課長 竹本公三

人権教育課長 宮崎 悟

特別支援教育課長 武智一郎

文化振興課長 伊藤 充

文化財保護課長 杉本 譲

保健スポーツ課長 大川晃平

国民体育大会準備室長 岡田清隆

総合教育センター所長 仲田正夫

### 6 会議の概要

#### (1) 開 会

委員長 午前 9時30分開会を宣する。

#### (2) 5月定例会及び臨時会会議録の承認

委員長 5月定例会及び臨時会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

#### (3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成22年度重要施策要望について

教育総務課長 6月1日及び2日に実施した国の施策等に関する提案・要望活動の中で、文部科学省に対する教育委員会関係の提案・要望項目として、「教育再生について」と「学校施設の耐震化の促進について」の2項目を要望した旨報告するとともに、要望した2項目の概要を説明する。

教育長 知事に同行し、公立学校施設の耐震化について、県立学校の

耐震化は文部科学省の国庫補助制度の対象外とされていることから、公立小・中学校施設と同様に地方財政制度の創設を要望した旨、並びに教育再生については、国を挙げて教育の再生を目指す中、優秀な教員を確保するため、財政論だけで教員の給与水準を下げることをしないよう人材確保法を堅持すること、及び教職員の人事権の市町村への移譲は、給与負担や広域調整のあり方を含め様々な問題もかかえていることから、十分に検討を行うよう要望した旨説明する。

松岡委員 県立学校の耐震化に対する国の補助の状況について質問する。

教育長 県が自由に用途を決定できる国の制度として、今年度の国の補正予算において措置された地域活性化・経済危機対策臨時交付金があるが、これにスクールニューディール構想の柱として学校耐震化の早期推進も掲げられており、本県の耐震化率は全国でも最下位レベルであるため、この交付金も積極的に活用し、県立学校の耐震化を図りたいと考えている旨説明する。

○教育再生懇談会の第四次報告について

教育総務課長 5月28日に取りまとめられた教育再生懇談会の第四次報告の概要について報告する。

委員長 学校教育の中で、従来から言われてきた、読み・書き・計算に加え、英会話の力を確実に定着させることや、高校卒業までに英語で日常会話ができるよう、小・中・高の連続性に配慮した英語教育の見直しが提言されている件について、英語教育は導入時における取組が重要と考えているが、本県の小学校における英語活動の実施状況について質問する。

義務教育課長 今年度からは新学習指導要領への移行期間となっており、県下のほとんどの小学校で5・6年生の総合的な学習の時間において年30時間程度週1回の英語活動を実施している旨説明する。

平成21年度教科書採択に係る損害賠償等請求訴訟について

教育総務課長 平成21年5月8日に、県、国、扶桑社、自由社及び新しい教科書をつくる会を被告として、えひめ教科書裁判原告団から提起された平成21年度教科書採択に係る損害賠償等請求訴訟について、それぞれの被告に対する訴えの内容について報告する。

幼児教育の充実について

義務教育課長 幼児教育の充実について、国の動向及び本県の取組の概要について報告する。

井上委員 保護者は子どもが幼稚園や保育園から小学校へ入学する時に学校生活に適應できるかどうかとても心配しているため、小学校では様々な取組を行っているが、幼稚園と保育園は目的の相違等の難しい問

題もあってうまく機能しないところもあり、幼児期の教育の重要性について法整備がされたことや、所管にこだわることなく、公立及び私立幼稚園、認定こども園や保育園の関係者が共に参加し、幼児期の教育の充実に向けて連携・協議できる場が設けられたことによって、幼児の健やかな成長に資する良好な環境が充実することを期待している旨意見を述べる。

委員長 幼稚園は文部科学省が所管し、保育園は厚生労働省が所管してそれぞれの目的が教育と保育で異なっていることが、幼児期の子どものしつけや教育環境に弊害が生じている一因とも考えられることから、幼児期の子どもの教育を充実させるには、幼稚園と保育園のそれぞれの優れた面を取り入れ、国レベルで制度を一本化することも必要と考えている旨意見を述べる。

教育長 教育再生懇談会の第四次報告において、「人生前半の社会保障」という言葉が用いられ、社会保障という観点から幼児教育の無償化など幼児教育の充実に向けた提言がされていることから、国の施策化の状況や財政面の措置状況などに注視し、関係機関と連携を図りながら適切に対応して幼児教育の充実に努めたい旨説明する。

損害賠償請求調停事件の調停の成立について

保健スポーツ課長 5月臨時教育委員会で協議した、川之江高校野球部練習中の事故による損害賠償請求に係る調停について、5月27日に行われた第4回調停において、県が申立人に3,300万円支払うことで双方が合意し、調停が成立した旨報告する。

委員長 事故の再発防止策について質問する。

保健スポーツ課長 県下すべての学校を対象として毎年実施している総合危機管理等研修会において、教職員の学校安全に関する知識や理解を深めている旨、及び平成20年3月に改訂した学校安全の手引きでは、事故等の発生事例を示して具体的な対応策を記載するなど、安全教育の徹底に努めている旨説明するとともに、愛媛県高等学校野球連盟と連携を図り、監督研修会等で高校野球指導者に対し、安全意識の周知・徹底を図っている旨説明する。

総合教育センターの取組について

総合教育センター所長 総合教育センターの企画機能の強化を図るため、平成21年4月の事業部門の組織改正について説明するとともに、同センターの事業等の取組について報告する。

井上委員 学校現場の若い教員は、総合教育センター職員の専門的な知識や豊富な経験、センターの研究成果等に直接触れることで、自分を振り返り、自信を深めたり、今後の活力を養うことができると考えられるので、センター職員が進んで学校現場に出向き、教員研修の支援や教

育情報の提供等に努めてもらいたい旨意見を述べるとともに、訪問研修について、どれくらい学校から申し込みがあるのか質問する。

総合教育センター所長 6月12日現在13件の申込み（6月1日から募集開始）が来ている旨、及び総合教育センターの新しい体制を生かし、これまで以上に学校に開かれ、本県の教育の充実に寄与するセンターとなるよう努めたい旨説明する。

委員長 総合教育センターにおける取組を有効に活用し、本県の教育の振興、充実に努めてもらいたい旨意見を述べる。

委員長 議事の議案審議6件（議案第33号愛媛県社会教育委員の委嘱について、議案第34号愛媛県立図書館協議会委員の任命について、議案第35号愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について、議案第36号愛媛県美術館協議会委員の任命について、議案第37号教職員の報賞について及び議案第38号県立学校教員の懲戒処分について）及びその他の協議案件の表彰案件8件（平成22年春の叙勲について、平成21年度教育者文部科学大臣表彰について、平成21年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について、平成21年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について、平成21年度優良公民館文部科学大臣表彰について、平成21年度学校給食優良学校等文部科学大臣表彰について、平成21年度学校保健文部科学大臣表彰について及び平成21年度学校安全文部科学大臣表彰について）は、いずれも人事案件であることから、また、その他の協議の平成21年度6月補正予算案については、今後、知事が最終決定をして6月議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、それぞれ審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開とする旨宣する。

#### (4) 議 事

##### 議案審議

委員長 議案第33号を上程する。

##### ○議案第33号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県社会教育委員である愛媛県公民館連合会長及び愛媛県連合婦人会長の交替に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第34号を上程する。

##### ○議案第34号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県高等学校教育研究会図書部会長及び愛媛県PTA連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第35号を上程する。

○議案第35号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県歴史文化博物館協議会委員である愛媛県PTA連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第36号を上程する。

○議案第36号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

文化振興課長 愛媛県美術館協議会委員の退任に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第37号を上程する。

○議案第37号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続し勤務成績良好な教職員を報賞する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 退職予定者の退職理由について質問する。

義務教育課長 健康上の理由である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第38号を上程する。

○議案第38号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案の説明を求める。

高校教育課長 交通違反をした県立学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

平成21年度6月補正予算案について

委員長 協議題の説明を求める。

副教育長 愛媛県議会6月定例会に提案予定の平成21年度6月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成22年春の叙勲について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成22年春の叙勲候補者について、教育功労(6名)、学校保健功労(1名)及び文化財保護功労(1名)の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成21年度教育者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成21年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(3名)の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

平成21年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成21年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成21年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成21年度社会教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成21年度優良公民館文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成21年度優良公民館文部科学大臣表彰の被表彰候補団体（1団体）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成21年度学校給食優良学校等文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成21年度学校給食優良学校等文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（2校）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する

○平成21年度学校保健文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成21年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）及び被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成21年度学校安全文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成21年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会

委員長 午前10時50分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。